



☆学童保育のご利用を希望される方は必ず本案内もお読みください。

◎学童保育は保護者や同居の祖父母が仕事・病気等の理由により、保育できない家庭の方のみご利用いただけます。(同居の祖父母には、同一住所別世帯の方や同一敷地内の別棟にお住いの方を含みます)

◎お子さんがご自宅で留守番できる場合や、同居の祖父母が高齢であってもご自宅でのお子さんの安全確保ができる場合など、学童保育を利用しなくともご自宅で過ごすことができる場合は申込みをお控えください。

【申請受付期間:令和5年10月10日(火)~令和5年10月31日(火)】

※上記申請受付期間以降にお申込みされる場合は、利用予定日の属する月の前々月末日までにお申込みください。(例:7月26日から利用希望の場合→5月末日まで)

令和6年度

魚沼市教育委員会事務局 子ども課

学童保育(放課後児童クラブ)とは

- ◎放課後及び学校休業日の昼間、保護者やご家族が仕事・病気等の理由により、保育できない家庭の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成支援を行うところです。
 - ◎学校や学習塾のような教育施設ではないため、宿題などを促すことはしますが学習指導は行いません。
 - ◎保護者に代わって生活全般を指導するのではなく、保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かくはぐくむためのお手伝いをするところです。
 - ◎放課後児童クラブ・学校・家庭が連携をとり、地域の協力を得ながら共同で子育てをしていくところです。
- ※私営クラブの保育内容等詳細につきましてはクラブへ直接お問合せください。
 ※呼び方は学童保育、放課後児童クラブ、学童クラブなど様々な名称が使われています。

学童保育方針

- 指導の柱1** <一人一人がゆっくと安心して過ごせるように>
- ★自由時間の充実・・・・・・・・一人一人の興味や関心を引き出し伸び伸びと展開・発展出来るような居場所作りをする。
- 指導の柱2** <仲間と共に成しとげるよろこびを>
- ★集団遊び・・・・・・・・やさしいルール遊びを中心に
 - ・まとまって遊べる工夫
 - ・スポーツ的な遊び
 - ・伝承遊び、ごっこ遊びの発展
- 指導の柱3** <生活のリズム・生活のルール>
- ★生活の流れを定着させる・・・・・・・・一人一人が生活の流れをつかんで、自らが生活の主体になれるようにする。
 - ★当番活動（おやつ・掃除等）・・・・当番活動を通して生活に必要なことを身につける。
 - ★生活のルール・・・・・・・・健康に心がけ、集団生活を気持ち良く過ごせるようにする。

生活のながれ（モデルケース）

※クラブによって異なる場合がございます。

平日	登所 → 学 習 → おやつ あそび → 掃 除 → あそび → 片付け → 帰宅
土曜日・ 長期休み	登所 → 学 習 → 昼 食 → おやつ あそび → 休 憩 → あそび → 掃 除 → →片付け →帰宅

クラブの概要

1 対象児童

保護者やご家族が仕事などで昼間家庭にいない児童

2 実施場所（市営）

名 称	（現在の）実施場所	電 話
堀之内放課後児童クラブ	堀之内430-3 堀之内小学校給食調理場棟	794-2300 090-7263-8330
小出つくしクラブ	佐梨777-4 小出児童センター	792-1250
小出北部つくしクラブ	佐梨1060 小出小学校内	793-2012
伊米ヶ崎放課後児童クラブ	虫野38 伊米ヶ崎小学校内	793-1007
湯之谷放課後児童クラブ	七日市276 湯之谷児童館	792-1713
湯之谷やくしクラブ	七日市新田48 湯之谷小学校内	793-7520 090-5579-0678
広神東よつばクラブ	今泉1995-1 よつば児童館	799-3505
広神西よつばクラブ	親柄107-1 広神西小学校内	799-2964
守門きのめクラブ	須原520 北部庁舎3F	797-2314
入広瀬放課後児童クラブ	穴沢246-1 入広瀬幼稚園舎	796-2280

3 実施時間

平 日：放課後から午後6時30分まで

土曜日・長期休み：朝7時45分から午後6時30分まで

4 休館日

日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用形態

入 所	・年間を通しての利用
長期休み	・春休み、夏休み、冬休みだけの利用
一時預かり	・急な用事や学校の午前放課等で自宅での監護ができず、一時的に利用（月に数回程度）

※実施場所（私営）

名 称	実 施 場 所	電 話
ひまわり放課後児童クラブ	小出島666-5 小出保育園隣り	792-3434 090-8035-0468
第二たんぼぼクラブ	中原296-1 第二たんぼぼ保育園内	025-793-7320

実施時間、休館日等詳細につきましては、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぼぼクラブまでお問い合わせ下さい。

保護者負担金等

1 保護者負担金の額

区 分	負担金（月額）	備 考
生 活 保 護 世 帯	0円	・同一世帯から同時に2人以上の児童が利用するときの負担金は、2人目は2分の1の額、3人目以降は10分の1の額となります。
住 民 税 非 課 税 世 帯	2,000円	
ひ と り 親 世 帯	3,500円	
そ の 他 世 帯	7,000円	

※利用形態が入所とその他利用（長期/一時）の形態のうち、兄弟姉妹で異なる形態を利用する場合は、入所となっているお子さんを第1子とみなします。

例：兄：長期、妹：入所利用の世帯の場合→兄が利用料軽減対象。

・日割り計算の算定方法

利用日数が月10日以下の場合は400円×利用日数とし、11日以上の場合は基本額となります。ただし、上表に定める児童の属する世帯区分の負担金を限度とします。

令和6年度の負担金は、4月から8月分については令和5年度の住民税課税額を基に決定し、9月から3月分については令和6年度の住民税課税額を基に決定します。

2 請求について

負担金は、実績に基づき利用月の翌月に請求します。

3 負担金の納入について

納 期 限：利用月の翌月25日（土日祝日の場合は、その翌日）です。

納 入 方 法：口座振替または納付書による支払いとなります。

- ・口座振替の手続きをされた場合、各納期限日に口座から引き落としいたします。なお、納期限の日に口座振替ができなかった場合、その翌月の納期限日に再振替いたします。
- ・納付書により納付いただく場合、魚沼市指定の金融機関や納付書裏面記載のコンビニエンスストア／電子マネーで納付することができます。

4 その他

☆保険 児童クラブ共済保険に加入いただきます。（保護者負担金 1,000円／年間）

☆入所 年度ごとに入所申請が必要です。

☆退所 退所される場合は、早めに「退所届」を提出して下さい。

☆変更 世帯状況（世帯構成や住所地、氏名など）や利用形態に変更が生じた場合は、「変更届」を提出して下さい。また、生活保護世帯にあっては、受給に変更が生じた場合についても、子ども課までご連絡下さい。

★利用停止 負担金を3ヶ月以上滞納した場合や著しく他児童の妨げとなる場合は、利用を停止することがあります。

■ 申請にあたっての注意事項

- ・同居する父母及び祖父母については、年齢によらず保育を必要とする事由をお選びいただき必要書類をご提出ください。
 ※住民票上別世帯となっても同じ家に住んでいる祖父母や同一敷地内で別棟に住んでいる祖父母も書類の提出が必要です。
- ・学童保育は、ご家庭に保育できる方がいないとき以外にご利用いただけません。実態に合わせて申請してください。
- ・記載漏れがある際は再提出をお願いする場合がございますので、提出前に必ず記載内容のご確認を御願います。

■ 利用形態区分表

区分	判断基準	利用例
入所	・通年で利用し、週1回以上を継続的に利用する児童	・毎週月曜利用
長期	・夏冬春休みに利用する児童	・長期休暇のみ利用
一時	・急な用事や学校休業日等に利用する児童 ・利用頻度が週1回未満の児童(概ね月10日迄) ・一定期間のみの利用	・2週間置きに数回利用 ・6月10日～6月30日まで利用

■ 利用形態決定基準表(判定目安)

○:決定、△学年・内容等により判断、×原則不可

事由		保護者の状況		入所	長期	一時
1	就労	勤務終了時間 (通勤時間を含む)	15時30分以降	○	○	○
			～15時30分	△	○	○
			～14時45分	×	○	○
2	妊娠・出産	母の妊娠・出産	出産前6週(多胎の場合は14週)	○	○	○
			出産後8週	○	○	○
			上記期間外	×	×	○
3	疾病・障害	疾病・負傷	1か月以上の入院または常時寝たきりの状態	○	○	○
			自宅での安静加療	○	○	○
			上記以外の状態で常時保育が困難なもの	○	○	○
		障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aまたは同程度	○	○	○
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳Bまたは同程度	○	○	○
			身体障害者手帳4級以下	△	△	○
4	同居または長期入院している親族の介護・看護	常時付き添いが必要なもの(要介護度4以上または同程度)	○	○	○	
		常時ではないが保育が困難なもの(要介護3以上または同程度)	○	○	○	
		上記以外の状態で保育が困難なもの	△	○	○	
5	就学・職業訓練	授業終了時間 (通学時間を含む)	15時30分以降	○	○	○
			～15時30分	△	○	○
			～14時45分	×	○	○
6	その他	虐待のおそれがある等、特別な理由により保育が必要と判断される場合	○	○	○	
		その他の理由により保育が困難なもの	△	△	○	

※ 本票は利用形態決定の目安としてお示ししたものととなりますので、申請内容によっては本票のとおりとならない場合がございます。

Q&A ※必ずお読みください。

●申込み関係

Q：来年までに就職を予定しているが、申込期間中に申込は出来ないか。

A：採用が決定(内定)したら、その時点でお申し込みください。

ただし、当初申込期間外にお申込みをされる場合は、利用希望日の属する月の前々月末日までにお申し込みください。(例：7月26日から利用を希望される場合→5月末日までに申込)

期限を過ぎた場合は利用希望日からご利用いただけない場合がございます。

Q：求職活動や育児休業を取得中にクラブを利用させることは出来ないか。

A：原則としてクラブを必要とする事由には該当しません。ただし、必要に応じて一時利用できる場合がございますのでご相談ください。

Q：祖父母が就労等しておらず自宅にいる場合は全く利用できないのか。面倒を見る人がおらず、どうしても預けなければならない日があるが、どうすれば利用できるか。

A：就労や介護・看護などの提示している事由に該当しない場合は、申立書の「その他」欄にクラブの利用を必要とする理由を記載し、それを証明する書類を添付して申し込みしてください。

Q：祖父母が高齢により面倒を見ることができないためクラブを利用したい。

A：申立書の「その他」欄にクラブの利用を必要とする理由を記載し、それを証明する書類を添付して申し込みしてください。

※クラブ利用登録者数が増加しているに伴い、4年生以上の児童については祖父母が高齢であることのみを理由とした通年利用(入所)は原則として不可とします。児童の発達状態などから通年利用が必要な場合は申立書に明記してください。なお、長期利用や一時利用についてはこの限りではありません。

Q：祖父母は同じ敷地内に住んでいるが建物は別である。証明は必要か。

A：申請書への記載及び証明が必要となります。同居の祖父母には世帯分離している方や同一敷地内の別棟に暮らす方を含みます。

Q：保育園で申請書の配付はしていないのか。

A：申込み受付の案内は、全年長児に配布していますが、申請書は希望する方のみにお渡ししています。(公立・私立の保育園・こども園・幼稚園にも申請書あり)

●就労証明書関係

Q：きょうだい利用で就労証明書は1枚でよいということだが、利用児童名欄はどのように書けばよいか。

A：下部の枠内にきょうだいの名前を記入してください。

Q：就労証明書が会社の都合で提出期限までに間に合わない場合はどうしたらよいか。

A：申請書と他の添付書類を提出期限までに提出していただき、就労証明書は手配ができ次第、ご提出ください。（提出が後日となることがわかるように申請書余白や付せんに記入してください。）

Q：会社から押印をもらう必要があるか。

A：様式変更に伴い押印は不要となります。また、「放課後児童クラブを必要とする事由の申立書」についても押印不要です。

Q：少し前に就労証明書を提出しているが、改めて提出しないといけないか。

A：証明日及び提出日が概ね2ヶ月以内であり、提出後に内容に変更がない場合は省略していただいて構いません。申請書類をご提出いただく際にその旨をお伝えください。

Q：有期雇用であり年度末までに雇用期間が満了するが、毎年同内容で更新しており、次年度についても更新予定である。雇用期間を未来の日付で証明してもらってよいか。

A：就労証明書については原則として現況の証明となります。ただし、事業者が雇用期間を未来日で証明した場合は、そのままご提出いただいて差し支えありません。なお、ご提出後に就労条件（日数や時間など）や勤務先等が変更となる場合は、変更内容がわかる就労証明書を必ずご提出ください。

※本回答は、未来日での証明をお願いするものではございません。

●利用決定について

Q：結果はいつ頃届くのか。

A：2月上旬頃、決定通知書の送付を予定しております。

記載漏れがあり審査を完了できない方や記載内容について確認させていただきたいことがある方につきましては、順次ご連絡いたします。

Q：申込をしたが利用をしないこととなった。手続は必要か。

A：決定通知書送付以前の場合はお電話にてお知らせください。決定通知書送付以降に決定した場合は「退所届」をご提出いただく必要があります。子ども課及びクラブに様式がございますのでお問い合わせください。

●クラブ利用関係

Q：仕事終わりに買い物をしてから迎えに行きたいがそれまで利用できるか。

A：ご利用いただけません。お仕事が終わり次第速やかにお越しく下さい。

質問のような利用が発覚した場合は、改善いただくようお声掛けさせていただきます、それでも改善が見られない場合は利用停止とする場合があります。

Q：16時には迎えに行けるが、子どもが遊びたがっているので17時頃まで利用させられるか。

A：ご利用いただけません。学童保育はご家族が仕事などで家庭にいない児童を対象に実施しております。お迎えが可能になりましたら速やかにお越しく下さい。

Q：4月から新1年生だがいつから利用できるか。

A：4月1日からご利用いただけます。なお、入所前の「ならし保育」はございません。

Q：学区外のクラブを利用させられるか。

A：原則として児童が通学している小学校区に属するクラブへお申込みください。ただし、保護者様で送迎手段を確保する場合や長期休暇時のみの利用で保護者様が送迎する場合はご利用いただける場合がございます。

※通年利用と長期利用で別のクラブに二重登録することはできません。

※クラブにおいて学区外への送迎を実施する予定はございません。

Q：市営クラブでは、土曜日や長期利用の際の開所時間が7時45分～18時30分までだが、開所時間を延長できないか。

A：職員体制上、現時点では開所時間を延長する予定はございません。

開所時間外の保育希望等についてはファミリー・サポート・センター事業など、他のサービスの利用をご検討ください。

☆魚沼市ファミリー・サポート・センター

子育ての『お手伝いを必要とする方（依頼会員）』と『お手伝いができる方（提供会員）』が互いに会員となり、育児の相互援助を行う組織です。

市の助成があり、1時間200円（上限1、200円/日）の利用者負担で利用できます。

【魚沼市ファミリー・サポート・センター事務局（子育て支援センターぱびぷ内）】

TEL:025-792-6356（受付時間：月曜から金曜 8時30分～17時15分）



【お問い合わせ先】

（保育内容等について）

各放課後児童クラブ

（利用申請・保護者負担金等について）

魚沼市教育委員会事務局 子ども課（Tel792-9201）